

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 1月19日
照会部署名 田辺年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 浜口 昌純
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス

業務実施部署の長の確認

(案件)

(受付番号) No. 2010-40	海外勤務者の被保険者資格について
-----------------------	------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

下記事案について、海外勤務者の被保険者資格の基準について照会します。
スイスに本社を置く外資系の日本法人（100%子会社）にて、被保険者となつ
ている者が、1年半本社に出向となりました。スイス本社とは正式社員として
雇用契約を締結し、給与はスイスフランで本社より支給されています。ただ、
スイスにおけるアパート家賃が高いため、日本法人から月約10万円補填して
います。住民票は日本のままとなっています。

(回答)

海外の事業所に勤務することとなった方が、引き続き厚生年金保険の被保険者資格を有するかどうかについては、当該被保険者と国内の適用事業所との間の使用関係が存続しているか否かによって判断することとなる。

具体的には、国内の適用事業所から、指揮命令を受け、その監督の下に労働し、職務内容の拘束を受け、また、労務の対償として報酬を受けていることなど労務管理全般にわたる実態に基づき判断することとなる。

上記より、国内の適用事業所からの報酬が無い場合については、使用関係が存続しているものと確認することはできず、被保険者資格を喪失することとなる。

また、国内の適用事業所からの報酬がある場合については、当該事業所から支給される報酬のみをもって隨時改定を行い、被保険者資格を存続させることとなる。

回答日 平成22年1月26日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上